

社会福祉法人佐野市社会福祉協議会バス使用について

使用の原則

社協バスは、各種ボランティアグループや福祉団体の研修会等に参加する場合に使用することができます。

使用規定

1 乗車人員 20名以上であること。

2 運行距離

ア 日帰りの場合目的地が片道2時間30分以内かつ片道160キロメートル以内であること。

イ 宿泊の場合目的地が4時間以内かつ350キロメートル以内であること。

※ア・イ共に、午前8時以降に出発し、午後5時までに帰着（到着）すること。

3 使用者の負担

ア 運転手の時間外勤務手当及び宿泊料

イ 使用した社協バスの燃料費及び通行料金・駐車料金等

ウ 旅行者保険料

エ 使用者が社協バスの設備等を故意に破損したときの修理代

4 使用の申請

社協バスを使用しようとする者は、使用予定日の2か月前から10日前までに、「社協バス使用申請書」に使用者の名簿を添えて、田之入老人福祉センター事務所に提出してください。

5 その他の遵守事項

ア 旅行会社等を入れるなどの営業バスとみなされるような使用行為をしないこと。

イ 安全運転を阻害するような行為をしないこと。

ウ 「使用者名簿」に記載されていない者を乗車させないこと。

エ 使用後は、責任をもって車内の清掃を行うこと。

※ 以上1から5の規定に反するときには、使用中であっても許可を取消すことがありますのでご注意ください。

※※ 新型コロナウイルス感染症対策のために、当面の間、運行を制限しています。



田之入老人福祉センター

佐野市田之入町 834

☎ 0283-22-3991

Fax 0283-22-3991